

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

B

1	第1. 設問1について
5	1. BはDに対して、所有権に基き妨害排除請求として甲土地の所有権移転登記請求を要する。要件は、①Bが甲土地を所有すること②甲土地にDの所有権移転登記があることである。
10	(1) ①について、Bは、甲の所有権の時効取得(民法(以下略)162条1項)を主張する。これは認められるが、以下検討する。 ア. 「二十年間」について、186条2項より、前後両時点における占有が同一に継続した占有があり、これを推定する。 Bは、2002年6月30日にAとの間で売買契約を締結し、引渡しを受けた。2022年6月30日時点でBは甲土地を占有している。したがって「二十年間」の占有が推定され、これを履く工事は認められる。
15	イ. 186条1項より、「所有の意思」「公然」「公然」が推定され、これを履く工事は認められる。 ウ. 以上より、162条1項の要件を満たし、Bの甲土地の時効取得したことを主張は認められる。①を充足する。
20	(2) ②について、甲土地にはDの所有権移転登記があり、これを抹消する必要がある。②(3) おいて、Bの上記請求の要件を満たし、Bの請求が認められるものと思える。
25	2. アは、Dはこれを拒否しているから、Dを相手として、Bが甲土地について登記を有していることから、BはDに対抗することができ、これを反論する。これは認められる。 Dは2024年12月20日に甲土地を取得しており、時効完成前の第三者である。時効完成前の第三者に對し時効取得を主張するに、登記を要するから問題となる。
30	(1) この点、時効完成前の第三者は、時効完成時における所有者であり、時効取得者は時効完成時における所有者から目的物を原始取得する。すなわち、時効完成前の第三者は善意第三者であり、177条

要件を挙げ
おこなう必要がある
見えます。

Qの存在は拒絶と2回-2
をいいます。

1ページ
裏面へ

5	の「第三者」にはあたらないから、時効取得者は登記を有しているから、BはDに対抗することができ、これを反論する。これは認められる。 (2) 本件においては、BはDに対して登記を有しているから、DはBの請求を拒否することができない。 (3) Dは、Bの請求を拒否することができない。
10	第2. 設問2(1)について
15	1. CはEに対して、所有権に基き返還請求として、丁建築物の引渡しを請求する。要件は、①Cが丙土地を所有すること②丙土地に丁建築物が存在すること③Eが丙土地を占有していることである。
20	(1) ①について、Eは丙土地の所有権者Aの2006年(甲10日)に「死す」(80歳)し、Aの死後、Cはこれを相続した(890条)。したがってCは丙土地の所有権を有している。②については、 (2) Cは丁建築物の所有権を有している。Eは丙土地を占有している。したがってCはEに対して返還請求をすることができる。③については、Eは丙土地を占有している。したがってCはEに対して返還請求をすることができる。
25	(3) CはEに対して返還請求をすることができる。③については、Eは丙土地を占有している。したがってCはEに対して返還請求をすることができる。
30	第3. 設問2(2)について
35	1. CはEに対して、所有権に基き返還請求として、丁建築物の引渡しを請求する。要件は、①Cが丙土地を所有すること②丙土地に丁建築物が存在すること③Eが丙土地を占有していることである。
40	(2) ②について、丙土地にはEが所有する丁建築物が存在し、Eが丙土地を占有している。また、CはEに対して返還請求をすることができる。③については、Eは丙土地を占有している。したがってCはEに対して返還請求をすることができる。
45	2. アはEはCの請求を拒否する。Eは、善意取得時効(162条2次)を主張する。これは認められる。Eは丙土地について所有権を有している。したがって、EはCに対して返還請求をすることができる。③については、Eは丙土地を占有している。したがってCはEに対して返還請求をすることができる。
50	第3. 設問2(2)について
55	1. CはEに対して所有権に基き返還請求として、丁建築物の引渡しを請求する。要件は、①Cが丙土地を所有すること②丙土地に丁建築物が存在すること③Eが丙土地を占有していることである。

この点も
原稿に
記入。

内容は
も、
「自主占有」
にない
/記入。

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)

- (1) ~~土地~~は前地所有権に属する。Cは丙の所有権を有する。Cは前地の通りである。
- (2) T建物は、Eが所有しているが、Fは登記を有しているため、これを理由にCの請求を拒否する。FはT建物を介して丙の土地を占有している。
- (3) T建物の所有権を有するCが、Fの占有を主張する。FはT建物を介して丙の土地を占有している。
2. T建物はFが所有しているが、FはT建物を介して丙の土地を占有している。FはT建物を介して丙の土地を占有している。
3. FはT建物を介して丙の土地を占有している。FはT建物を介して丙の土地を占有している。
- (1) 借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。
- 15 借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。借権は「所有権以外の財産権」に含まれる。
- (2) T建物は「自己のために所有権を行使する」ことができる。T建物は「自己のために所有権を行使する」ことができる。T建物は「自己のために所有権を行使する」ことができる。
- 25 Fは、丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。Fは、丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。Fは、丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。
- (3) Fは、2006年12月20日に丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。Fは、2006年12月20日に丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。Fは、2006年12月20日に丙の土地にT建物を建築し、継続的に利用している。

拒否

判断は成り立っていない

- (4) 平野は、Fは「善意」にT建物を取得した。Fは「善意」にT建物を取得した。Fは「善意」にT建物を取得した。
- (5) Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。
- 10 Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。
- 15 Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。
- 20 Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。
- 25 Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。
- 30 Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。Fは、T建物を取得した。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。